▼注意点など

「上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式の選択」について、住民税において所得税等と異なる課税方式の選択を希望される人は、所得税等の確定申告書を税務署に提出するのとは別に、住民税の申告書を、税額決定通知書・納税通知書が送達されるときまでに、下川町に提出する必要がありますのでご注意ください。

今回の申告により令和4年度住民税額が決定するのは、給与特別徴収の人（住民税を給与天引きされる人）が5月上旬頃、それ以外の人（住民税を納付書払い若しくは口座振替払い、年金特別徴収で天引きされる人）は6月上旬頃になります。なお、申告されていない収入等を確認した場合、それを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

▼新型コロナウイルス感染症対策

申告会場内での新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、次の事項にご協力をお願いします。

●発熱等の症状のある人や体調のすぐれない人は、来場を控えてください。

●マスクを必ずご着用ください。

●入口等に備付けのアルコール消毒液で手指を消毒願います。

●来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

また、来場せずに、自宅で申告書を作成し、郵送等で提出することもできます。

確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。申告用紙の送付を希望される人は、名寄税務署へご連絡ください。

確定申告書等を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒078－8507
旭川市宮前1条3丁目3番15号
旭川合同庁舎
札幌国税局業務センター
旭川分室

住民税の申告書の作成は、町税務住民課税務・収納グループへご連絡ください。申告用紙を送付いたしますので、必要事項を記載し、必要書類を添付の上、町へ提出してください。申告用紙は、下川町ホームページからダウンロード・印刷をしてご使用いただくこともできます。

住民税の申告書を郵送等により提出する場合は、こちらにお願いします。

〒098－1206
上川郡下川町幸町63番地
下川町税務住民課
税務・収納グループ

■お問い合わせ
税務住民課
税務・収納グループ
☎4－2511内線114
☆4－2511103
名寄税務署
☎01654－2－2157

お知らせ

弁護士による巡回無料法律相談

弁護士が身近にいないため法律問題のアドバイスが受けられず、貰えるものが貰えなかったり、払わなくていいものを払ってしまったりするなど、守られるべき権利が守られていない事態が起きないよう、町内で無料法律相談を開催します。

相談には、旭川弁護士会所属の名寄ひまわり基金法律事務所の弁護士が対応いたします。

秘密は厳守されますので、この機会にぜひご相談、ご利用ください。

※相談は、お一人様、30分とさせていただきます。相談に際しては、原則予約のみとさせていただきますので、事前の連絡をお願いいたします。予約の状況によってはご希望時間に添えないこともありますので、ご了承ください。

※相談時は、新型コロナウイルス対策のためマスクの着用を必ずお願いいたします。

■日　時
2月22日（火）
午後1時15分
～午後5時5分

■場　所
公民館3階A会議室

■相談担当
菊地　顕太　弁護士

■主　催　旭川弁護士会

■共　催　下川町

■予約・お問い合わせ
税務住民課
住民生活グループ
☎4－2511
内線112
☆4－2511103